

令和3年度介護報酬改定における 経過措置事項について

令和6(2024)年4月1日から義務化となります。
必要な措置を講じるよう業務体制の整備をお願いします。

令和6(2024)年3月
栃木県保健福祉部指導監査課高齢者事業担当

目 次

- 1 感染症対策の強化 P1
- 2 業務継続に向けた取組強化 P5
- 3 高齢者虐待防止の推進 P9
- 4 認知症介護基礎研修の受講の義務付け P15
- 5 施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実 P16
- 6 施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化 P17

1 感染症対策の強化 【対象：全サービス】

■ 感染症の発生予防・まん延防止のための措置として、次の取組が義務付け

- ①委員会の開催・従業者への周知徹底、②指針の整備、③研修の実施、
- ④訓練（シミュレーション）の実施、⑤発生時の対応

① 委員会の開催・従業者への周知徹底

- 「感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会」を開催。
施設系： **3月に1回以上**、訪問・通所・短期入所・居住系： **6月に1回以上**
加えて、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。
- 委員会は幅広い職種で構成することが望ましく、その構成メンバーの責任・役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策担当者を決めること。
- 他の合議体を設置している場合は、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。
また、施設・事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。
- 委員会の**開催結果**について、**従業者へ周知徹底**すること。

1 感染症対策の強化 【対象：全サービス】

② 指針の整備

○「感染症の予防及びまん延防止のための指針」には、【平時の対策】・【発生時の対応】を規定。

【平常時の対策】

- ・ 施設内の衛生管理（環境の整備、排泄物・血液・体液の処理等）
- ・ ケアに係る感染対策（手洗い、標準的な予防策等） 等

【発生時の対応】

- ・ 発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所・市町村関係課など関係機関との連携、行政等への報告等
- ・ 発生時における施設内の連絡体制や関係機関への連携体制の整備及び明記

➡ 指針の記載内容は、厚生労働省「介護現場における感染対策の手引き」等を参照。
（厚生労働省HP <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf>）

1 感染症対策の強化 【対象：全サービス】

③ 研修の実施

- 「感染症の予防及びまん延防止のための研修」を定期的に開催。
施設系・居住系：年2回以上、訪問・通所・短期入所系：年1回以上
 - 研修内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設・事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとすること。
 - 新規採用時にも研修カリキュラムに盛り込み実施すること（訪問・通所系は実施が望ましい）。
 - 研修を実施した際は、実施日・参加者・実施内容等について記録すること。
- ➡
- ▶ 多くの職員が参加できるように、同内容を複数回行う・時間を調整するなど工夫すること。
 - ▶ 欠席者に対し、資料や研修の記録を配布する、レポートを提出させる等の方法により、研修内容を把握できるよう配慮すること。

1 感染症対策の強化 【対象：全サービス】

④ 訓練（シミュレーション）の実施

- 実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、定期的に訓練を実施。
施設系・居住系：年2回以上、訪問・通所・短期入所系：年1回以上
 - 感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、施設・事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施すること。
- ➡ ▶ 実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切。
- ▶ 机上訓練は、シナリオに基づき現場で実際に発生したことを想定して、出席者で議論する方法や、役割を割り当てた上で課題（質問）に対して検討し、結論や解説を共有するなどの方法で行うもの。
- （机上訓練の参考資料：厚生労働省HP <https://www.mhlw.go.jp/content/000678401.pdf>）

2 業務継続に向けた取組強化 【対象：全サービス】

■感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、次の取組が義務付け※※居宅療養管理指導は経過措置期間をR9.3.31まで延長。

- ①業務継続計画（BCP）の策定、②研修の実施、
③訓練（シミュレーション）の実施

① 業務継続計画（BCP）の策定（1／2）

○「感染症に係る業務継続計画」

- a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- b 初動対応
- c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

○「災害に係る業務継続計画」

- a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄）
- b 緊急時の対応（業務継続計画の発動基準、対応体制等）
- c 他施設及び地域との連携

2 業務継続に向けた取組強化 【対象：全サービス】

① 業務継続計画（BCP）の策定（2／2）

- ➡ ▶ 想定される災害は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。
- ▶ 感染症及び災害の当該計画を一体的に策定することを妨げるものではない。
 - ▶ 感染症発生時の初動対応等については、自所の感染症対策指針との整合を図ること。
 - ▶ 非常災害対策計画と業務継続計画（災害編）とは、目的や考慮すべき事象などが異なることに留意し、一方で共通する部分もあり密接な関係があることから、内容の整合を図ること。

	防災計画	業務継続計画
主な目的	・身体、生命の確保、・物的被害の軽減	・左記に加え、 優先的に継続・復旧すべき重要業務の継続・早期復旧
考慮すべき事象	・想定される災害	・事業中断の原因となり得るあらゆる発生事象

出典：「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」（厚生労働省老健局令和2年12月）

（計画作成の参考資料：厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html）

2 業務継続に向けた取組強化 【対象：全サービス】

② 研修の実施

- 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的な研修を実施。
施設系・居住系：年2回以上、訪問・通所系：年1回以上
 - 研修内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応に係る理解の励行を行うものとすること。
 - 新規採用時にも研修カリキュラムに盛り込み実施すること（訪問・通所系は実施が望ましい）。
 - 研修を実施した際は、実施日・参加者・実施内容等について記録すること。
- ➡ ▶ 業務継続に係る一般的な概念はもとより、自施設事業所が策定した計画を用いて、その対策を確認する内容とすること。
- ▶ 多くの職員が参加できるように、同内容を複数回行う・時間を調整するなど工夫すること。
 - ▶ 欠席者に対し、資料や研修の記録を配布する、レポートを提出させる等の方法により、研修内容を把握できるよう配慮すること。

2 業務継続に向けた取組強化 【対象：全サービス】

③ 訓練（シミュレーション）の実施

- 実際に感染症や災害が発生した場合において迅速に行動ができるよう、定期的に訓練（シミュレーション）を実施。

施設系・居住系：年2回以上、訪問・通所系：年1回以上

- 業務継続計画に基づき、施設・事業所内の役割分担の確認や、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習などを行うこと。

- ➡ ▶ 感染症の業務継続計画に係る訓練を感染症の予防及びまん延防止のための訓練と一体的に実施することや、災害の業務継続計画に係る訓練を非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することは差し支えない。一体的に実施する際は、各々の訓練の目的を明確にし、各計画や対策の内容の検証等を行うこと。
- ▶ 実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切。

3 高齢者虐待防止の推進 【対象：全サービス】

■ 入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、次の取組が義務付け

※居宅療養管理指導は経過措置期間をR9.3.31まで延長。

- ①委員会の開催・従業者への周知徹底、②指針の整備、③研修の実施、
④これらの措置を適切に実施するための担当者の設置
・また、運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めること

【入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点】

■ 虐待の未然防止

- ・ 高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要がある。
- ・ 研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。
- ・ 高齢者虐待防止法等に規定する養介護施設の従業者としての責務・適切な対応等の正しい理解も重要。

■ 虐待等の早期発見

- ・ 虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等の必要な措置を講ずること。
- ・ 入所者・利用者及びその家族からの虐待等に係る相談等へ適切に対応すること。

■ 虐待等への迅速かつ適切な対応

- ・ 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要がある。
- ・ 当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等の協力を努めること。

3 高齢者虐待防止の推進 【対象：全サービス】

① 委員会の開催・従業者への周知徹底（1／2）

- 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」を定期的に開催。
- 委員会では、虐待等の発生防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討すること。
- 管理者を含め幅広い職種により構成し、その構成メンバーの責任・役割分担を明確にすること。
- 虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限らず、個別の状況に応じて慎重に対応すること。
- 委員会は、職種や取扱い内容等に関係性がある他の合議体を設置している場合は、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。例えば、身体拘束適正化検討委員会との一体的な設置が想定されるが、それぞれの役割や取り扱う事項の範囲を明確にしておく必要がある。
- また、施設・事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない（法人内の複数事業所による合同開催、関係機関等の協力を得て開催）。

3 高齢者虐待防止の推進 【対象：全サービス】

① 委員会の開催・従業者への周知徹底（2／2）

- 委員会においては、次のような事項について検討すること。
 - ① 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
 - ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - ④ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ⑤ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ⑦ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- 委員会の開催結果（虐待防止の体制・再発防止策等）について、従業者へ周知徹底すること。

3 高齢者虐待防止の推進 【対象：全サービス】

② 指針の整備

○「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこと。

- ① 施設・事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ② 虐待防止検討委員会その他施設・事業所内の組織に関する事項
- ③ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ④ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ⑤ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ⑥ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ⑦ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ⑧ 入所者・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- ⑨ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

3 高齢者虐待防止の推進 【対象：全サービス】

③ 研修の実施

- 「虐待の防止のための研修」について、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的に実施。
施設系・居住系：年2回以上、訪問・通所・短期入所系：年1回以上
- 研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、施設・事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとすること。
- 新規採用時にも研修カリキュラムに盛り込み実施すること（訪問・通所系は実施が望ましい）。
- 研修を実施した際は、実施日・参加者・実施内容等について記録すること。
 - ➡ ▶ 多くの職員が参加できるように、同内容を複数回行う・時間を調整するなど工夫すること。
 - ▶ 欠席者に対し、資料や研修の記録を配布する、レポートを提出させる等の方法により、関係する従業者すべてに研修内容が伝わるように配慮すること。
 - ▶ 身体的拘束等の適正化のための研修と同時に実施する事例もみられるが、その場合は、虐待防止・身体拘束適正化のいずれの側からみても不足のない研修内容とする必要があることから、他方の研修の一部で説明を加える等の内容では不十分である。

3 高齢者虐待防止の推進 【対象：全サービス】

④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

- 施設・事業所における虐待を防止するための体制として、委員会、指針、研修を含めた措置全体（10～13ページ）を適切に実施するため、専任の担当者を置くこと。
- 当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が望ましい。

（体制整備の参考資料：厚生労働省HP）

厚生労働省 令和3年度老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費等補助金）
介護保険施設・事業所における高齢者虐待防止に資する体制整備の状況等に関する調査研究事業
（社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修センター）

●報告書

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000943606.pdf>

●報告書別冊「施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000943605.pdf>

4 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

【対象：全サービス（訪問入浴介護以外の訪問系サービス・福祉用具貸与・居宅介護支援を除く）】

■ 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、次の取組が義務付け

- 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。
- また、新卒採用、中途採用を問わず、施設・事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対し、採用後1年を経過するまでに当該研修を受講させること。

【当該義務付けの対象とならない者】

・ 各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者

具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。

（養成施設・福祉系高校で認知症に係る科目を受講した者、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修等の修了者も含めて差し支えない。）

5 施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実

【対象：介護保険施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

■入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うため、次の取組が義務付け

- 栄養士又は管理栄養士を1以上配置すること。
ただし、栄養士のみが配置されている施設や栄養士又は管理栄養士を置かないことができる施設については、併設施設や外部の管理栄養士の協力により行うことが可能。
 - 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者全員に対し、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成すること。栄養ケア計画の作成に当たっては、施設サービス計画との整合を図ること。（栄養ケア計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載することで、栄養ケア計画の作成に代えることが可能。）
 - 入所者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録すること。
 - 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直すこと。
- ※ 経過措置期間終了後、上記の栄養管理が実施されていない場合は、基本報酬が減算となります。

6 施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化

【対象：介護保険施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

■入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、計画的な口腔衛生の管理を行うため、次の取組が義務付け

- 施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。
- 上記の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直すこと。（口腔衛生の管理体制に係る計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載することで、口腔衛生の管理体制に係る計画の作成に代えることが可能。）
 - ① 助言を行った歯科医師、② 歯科医師からの助言の要点、③ 具体的方策、④ 当該施設における実施目標、⑤ 留意事項・特記事項
- 医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導又は上記の計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。